

第44回 労働社会保険諸法令関係事務指定講習 受講案内

全国社会保険労務士会連合会

登録要件「2年以上の実務経験」に代わる 講習のご案内

申込期間：令和6年11月8日(金)～11月29日(金)

(申込期間以外は、理由の如何を問わず一切受け付けませんので、厳守してください。)

社会保険労務士試験に合格された方は、社会保険労務士となるための資格要件として所定の実務経験が必要とされます。

本講習は、社会保険労務士法第3条第1項（資格）の規定に基づき、社会保険労務士となるための資格として、国家試験合格等に加え、「労働社会保険諸法令事務について2年以上の実務経験」又は「厚生労働大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるもの」が要件とされていることに伴い、**当連合会が厚生労働大臣の認定を受けて「2年以上の実務経験」に代わる資格要件を満たすために実施するものです。**

したがって、本講習の修了者は「2年以上の実務経験」と同等以上の経験を有するものと認められ、社会保険労務士法第14条の2に規定する社会保険労務士の登録を受けることができます。

● 受講申込上の注意

- ・本講習を受講する方は、本受講案内を精読のうえ、実施方法など、すべて理解したうえで申込みをしたものとみなします。
- ・講習に関する重要なお知らせがある場合は、当連合会ホームページでご案内いたします。

実 施 要 領

● 受講資格者

社会保険労務士試験合格者等であって、社会保険労務士の登録を受けていない者であること。

● 講習科目

- | | | |
|-----------------|---------------------|-------------|
| ①労働基準法及び労働安全衛生法 | ④労働保険の保険料の徴収等に関する法律 | ⑦国民年金法 |
| ②労働者災害補償保険法 | ⑤健康保険法 | ⑧年金裁定請求等の手続 |
| ③雇用保険法 | ⑥厚生年金保険法 | |

● 講習内容

本講習は、通信指導課程（以下「通信指導」という。）とeラーニング講習の組み合わせにより行います。

(1) 通信指導

教材によって自己学習し、郵便による通信教育方式により添削指導を行います。

(2) eラーニング講習

eラーニング講習は講習科目について、1科目3時間の動画学習を行います。

各科目につき、効果測定のための試験を行います。試験は動画を視聴していれば分かる範囲の内容です。

● 通信指導の期間

令和7年2月1日(出)～5月31日(出)

受講についての通知文と併せて令和7年1月31日(火)までに教材をお送りします。

● eラーニング講習の期間

令和7年7月11日(金)～9月11日(木)（配信期間中、いつでも受講可能）

①eラーニング講習の受講方法等については令和7年6月末までに郵送にて通知します。

②受講にあたっては、パソコン、タブレット又はスマートフォン等のインターネット環境が必要となりますので、あらかじめご用意ください。また、受講にかかるデータ通信料は受講者負担となります。Wi-Fi環境等での接続を推奨します。

● 修了の認定

通信指導及びeラーニング講習の所定の要件をいずれも満たし、全課程を修了したと認められる場合に、修了証を交付します。

＜所定の要件＞

①通信指導は期間内に完了すること。

②eラーニング講習は、各科目の動画学習を完了し、効果測定のための試験で良好な成績を収めること（効果測定は各科目実施します。）。

※修了証は【通信指導】及び【eラーニング講習】をすべて受講完了し、かつ、効果測定のための試験で良好な成績を収めた者にダウンロードにより交付します。

なお、受講者本人以外の者がeラーニング講習を視聴する等により、受講者本人が受講していないことが判明した場合、所定の要件を満たしていても修了の認定を取り消すものとします。

● 申込期間

令和6年11月8日(金)～11月29日(金)

（申込期間以外は、理由の如何を問わず一切受け付けませんので、厳守してください。）

● 受講料

77,000円（税込） ※送金された受講料は、理由の如何を問わず返金しません。

● 申込方法

本案内に添付の専用の郵便振替用紙が受講申込書となっておりますので、必要事項を記入のうえ、申込期間内にお申込み（送金）ください（詳しくは別紙の記入方法をご参照ください。）。

注① 氏名、生年月日は、申込書に記入された文字を修了証の原稿として使用しますので、楷書で正確に記入してください（外字など一部対応出来ない漢字もあります。）。

② 払込手数料は、申込者負担です。

③ 払込取扱票で送金することで申込みは完了です。なお、払込取扱票の振替払込請求書兼受領証をもって領収証にかえさせていただきます。この振替払込請求書兼受領証は受講料を送金した証明書類となりますので、大切に保管してください。

④ 当連合会事務局での直接受付は行いません。

※社会保険労務六法（令和7年版）・社会保険労務ハンドブック（令和7年版）は本講習の教材に含まれておりますので、別途購入されないようお気をつけください。

● 申込み・問合せ先

全国社会保険労務士会連合会（研修・社会貢献課 研修係）

〒103-8346 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館6階

TEL：03-6225-4870

※教材のみの購入はできません

《 注意事項 》

☆教材等につきましては、令和7年1月下旬頃に順次発送しますので、1月31日までに届かない場合は、お問い合わせください。お問い合わせなきものについては、到着したものとみなします（教材の発送まで特段の通知はしません。）。

☆申込後、住所が変更になった場合は、速やかに文書で本会へお知らせください。

☆受講資格者に該当しないことが明らかとなったときは、全課程を修了した場合であっても修了証は交付しません。

☆本講習は、通信指導とeラーニング講習とが一对になっています。仮に今回（第44回）の通信指導を完了した場合でも、eラーニング講習のみを翌年に繰り越すことは理由の如何を問わずできません。新たに申込み、通信指導から受講する必要があります。

☆緊急を要する情報提供等が必要となったときは随時（不定期）に当連合会ホームページ等で周知を行います。

※個人情報の取扱いについて

受講申込によりご提供いただいた個人情報は、当連合会の「個人情報の適正な取扱いについて」に基づき、適正な取扱いに努めます。また、個人情報は、受講者名簿等の資料の作成、通信文書の発送等本講習の実施に関わる事務に利用させていただきます。なお、本講習に関し必要な範囲内で、受講者名簿、修了者名簿等の資料を関係行政機関及び都道府県社会保険労務士会に通知いたしますのであらかじめご了承ください。その他法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に開示、提供することはありません。

◎実務経験の関係条文

○社会保険労務士法

(資格)

第3条 次の各号の一に該当する者であつて、労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が通算して2年以上になるもの又は厚生労働大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるものは、社会保険労務士となる資格を有する。

- 一 社会保険労務士試験に合格した者
- 二 第11条の規定による社会保険労務士試験の免除科目が第9条に掲げる試験科目の全部に及ぶ者

② 弁護士となる資格を有する者は、前項の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。

(登録)

第14条の2 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

② 他人の求めに応じ報酬を得て、第2条に規定する事務を業として行おうとする社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員となろうとする者を含む。）は、事務所（社会保険労務士法人の社員となろうとする者にあつては、当該社会保険労務士法人の事務所）を定めて、あらかじめ、社会保険労務士名簿に、前項に規定する事項のほか、事務所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

③ 事業所（社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む。以下同じ。）に勤務し、第2条に規定する事務に従事する社会保険労務士（以下「勤務社会保険労務士」という。）は、社会保険労務士名簿に、第1項に規定する事項のほか、当該事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

昭和56年改正法附則

(資格の特例)

第2条 この法律の施行の際<昭和57年4月1日>現に改正前の社会保険労務士法（以下「旧法」という。）第3条に規定する社会保険労務士となる資格を有する者は、改正後の社会保険労務士法（以下「新法」という。）第3条に規定する社会保険労務士となる資格を有するものとみなす。

○社会保険労務士法施行規則

(社会保険労務士の資格)

第1条の11 法第3条第1項の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体の公務員として従事する法別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）の施行事務
- 二 労働社会保険諸法令の規定に基づき設立された法人及び日本年金機構の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として従事する労働社会保険諸法令の実施事務
- 三 旧港湾労働法（昭和40年法律第120号）第44条第3項の納付金事務組合、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第33条第3項の労働保険事務組合、船員保険法（昭和14年法律第73号）第145条第1項の指定を受けた団体又は国民年金法（昭和34年法律第141号）第109条第2項の国民年金事務組合の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として従事するこれらの法律の規定に基づく事務
- 四 国若しくは地方公共団体の公務員、労働組合の職員又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含み、労働組合を除く。以下「法人等」という。）若しくは事業を営む個人の従業者として従事する労働社会保険諸法令に関する事務（特別な判断を要しない単純な事務を除く。）
- 五 労働組合の役員として専ら従事する労働組合の業務
- 六 法人等の労務を担当する役員として従事する業務
- 七 社会保険労務士又は社会保険労務士法人の補助者として従事する労働社会保険諸法令に関する事務